

議会運営委員会 会議録（要旨）

○ 開催年月日 令和3年9月8日（水）

午後3時05分 開会

午後3時45分 閉会

○ 場 所 第3常任委員会室

○ 出席委員（10名）

委員長	伊波一男
委員	山城康弘
委員	米須清正
委員	呉屋等
委員	岸本一徳

副委員長	濱元朝晴
委員	知念秀明
委員	知名康司
委員	桃原朗
委員	桃原功

議長	上地安之
----	------

○ 欠席委員（0名）

委員	—
----	---

○ 委員外議員（0名）

○ 説明員（1名）

税務課長	普天間朝彦
------	-------

—	—
---	---

○ 議会事務局職員出席者（4名）

局長	東川上芳光
議事係長	平田駒子

課長	仲村厚子
担当主査	大城拓也

○ 協議案件

1. 全国市議会議長会依頼事項について
2. 議会報告及び市民との意見交換会における集約意見の取扱いについて

議会運営委員会（要旨）

令和3年9月8日（水）

○伊波一男 委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

（開会時刻 午後3時05分）

【協議事項】

全国市議会議長会依頼事項について

（コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案）

○伊波一男 委員長 本件について、議長より説明がございますのでお願いします。

○上地安之 議長 本件の提案について改めて経緯について説明したい。まず、5月に全国市議会議長会がコロナ禍により書面会議で行われ、本件について承認された。その後、7月に沖縄県市議会議長会書面会議にて改めて同じ内容で承認された。

また、前回の委員会での意見について、全国市議会議長会へ事務局より確認させた内容を報告したい。提示された意見書案の趣旨が変わるような修正は避けていただきたい。宜野湾市特有の課題等についての追記は、全国市議会議長会へ確認しながら、可能である。宛先の追加は問題ない。以上確認したことを報告する。

○伊波一男 委員長 それでは、前回9月1日の委員会で、意見があったとおり、意見書案の「記」の4、自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、税務課長より説明を聴取してよいか。

（「異議なし」という者あり）（税務課長が入室する）

○伊波一男 委員長 自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について見解を聴取したいので説明願いたい。

○税務課長 資料について説明したい。

（税務課長が資料について説明する）

○伊波一男 委員長 質疑を挙手にてお願いしたい。

○呉屋等 委員 軽減分に対する補填について伺いたい。

○税務課長 令和元年度から地方特例交付金により補填されているが、台数を勘案した算定ではなく、減収見込みを按分した算定である。そのため、仮に補えない部分があった場合、地方税については減収となると地方交付税算定上の基準財政収入額が下がり、その分地方交付税でみる仕組みがあるため、軽減分の補填はなされていると解する。

○知念秀明 委員 少し分かりやすくお願いしたい。本市に入るべき、自動車税、軽自動車税の環境性能割の軽減分は国が補填しており、市町村は今後もこれまでと同じ収入を得られていくものと認識してよいか。

○**税務課長** 自動車取得税交付金から環境性能割に制度変更したとき、固定税率から変動税率に変わった。国としては環境影響への性能が高い車の普及を目指しており、車の普及が進むにつれ、その結果、税率の置き換わりが生まれ、登録台数に大きな増加がなければ、今後、車両取得の際の税収は減っていくのではないかと見込みである。自動車業界としては若者のマイカー離れや人口減などもあり厳しい状況の一方で、市民にとって軽減措置は税負担の減となる。

○**知念秀明 委員** 今の説明のとおり市町村の自動車取得に係る税収は減の傾向にあるため、意見書案に記載されているのか、税務課長の見解でよいので伺いたい。

○**税務課長** 今回の全国市議会議長会の意見書案と資料を確認させていただいたが、内容としては、自動車取得税交付金から環境性能割に変わったときのことではなく、コロナ対策として行う環境性能割の負担軽減措置の延長の是非を問うており、今後もコロナ禍による国民負担の軽減策を地方税を軽減して国が補填するという方法が継続することにより、最終的に本来の税そのものが縮小や廃止につながる恐れがあることを危惧している。また、国としても二度手間であり、市町村も特例交付金の補てん措置がいつまであるのかという不安もあるのではないかと考える。そのようなことから、コロナ対策は税の軽減で行うのではなく、基本的には、補助金なり別の仕組みでやるべきというのがこの意見書案の大方の考え方ではないかと思われる。

○**岸本一徳 委員** この意見書は、税収を得る自治体側に立った意見書という考え方でよいのか。国民一人一人についてはどうか、この辺の相関関係はどう考えたらよいか。

○**税務課長** コロナ禍における国民負担への対策として税の軽減を行っていることにより、国民一人一人は助かっているが、税収は減となるため、国はその分市町村へ特例交付金を交付し補填している。今はバランスが取れているが、コロナ禍が続くなかで、2度、3度と延長が続き、常態化されてしまうことに危惧がある。そもそも、本来の軽減措置の趣旨は、環境性能割を導入したときの消費税の消費反動減対策であるため、趣旨が少しずつコロナ対策へ置きかわっている。今回の意見書案では、地方税の在り方からすると好ましい手法ではないとの主張ではないかと考える。

○**山城康弘 委員** 確認だが、環境性能割の軽減措置による税の減収分は、特例交付金で按分等算出により措置される。もう一つ、基準財政収入額と需要額の差額分が反映され入ってくる。市民の負担も減る。その分は国が負担をする。減収した分以上に入ってくるのではないかと考えるがいかがか。

○**税務課長** 地方交付税は、個別にこの減分だけを見ているのではなく、全体をみて算定されていく。国の財政的な考え方として、減分は交付税で充てられているが、地方交付税自体が抑えられていくと、本来の減収分より少ないか多いか見えない。

○**山城康弘 委員** プールになって見えないということは分かるが、特例交付金で補填され、地方交付税にも反映される。市は極端に減収の影響を受けるとは思えない。市民の負担も減る。ウィン・ウィンのような状況と思うが、これを延長しないというのはどういう意味か。

○**税務課長** 確かに今は施策に基づき減収分を地方特例交付金で対応しているが、今後も地方税を利用してコロナ対策などを行う仕組み自体が恒久化することが懸念される。

○**山城康弘 委員** このような仕組みが前例を作る懸念もあるということと理解した。

○**税務課長** 地方自治体としては、地方税は大切な財源であるのであまり表立って税をさわることはよくないという考え方の意見書ではないかと考える。

○**山城康弘 委員** 今、環境性能割の減収分を特例交付金として国の財政措置がされているが、極端な話だが、軽減措置は続けて交付金は打ち切るということにはならないのではないか。

○**税務課長** ないとは思いますが、交付金の算定には按分が使われ、算定方法が見えづらい状況でもあり、今後も算定方法の変更等があった場合に、補填が十分にされるか危惧される場所である。本来、コロナ対策は別の財源で行ってほしいという意図の意見書だと思われる。

○**山城康弘 委員** 特例交付金と地方交付税交付金は別という認識でよいか。

○**税務課長** 別である。特例交付金は軽減措置分に充てるもので、本来は消費税が10%に引き上げられたときの消費反動減対策であったのに、いつの間にかコロナ対策の趣旨で延長が続いている。

○**呉屋等 委員** 自動車税は県税と思うが、県税のことについて市議会議長会で意見書を出したのか、この自動車税は、定額の自動車税のことか、取得税のことか。

○**税務課長** これまでは、自動車税と自動車取得税という分け方であったが、令和元年に環境性能割がでてきたときに自動車取得税はなくなり、自動車と軽自動車の環境性能割という2つ分けられた。従来の自動車税は種別割という名称となった。従って環境性能割は従来の自動車取得税に当たるものである。従来は県が徴収して市町村へ交付金として下ろしていたが、令和元年の10月からは、環境性能割の自動車税部分は交付金として県から市町村へ入ってきて、軽自動車の環境性能割は市税として市へ直接入ることとなったが、当面は県が徴収して市へ支払うこととなっている。

○**呉屋等 委員** 理解した。

○**伊波一男 委員長** ほかに質疑がなければ、説明の聴取を終わりたいがよろしいか。

（「異議なし」という者あり）

○**伊波一男 委員長** 説明の聴取を終了する。説明員は退室下さい。どうもありがとうございました。

（説明員は退室する）

○**伊波一男 委員長** 今回の全国市議会議長の意見書案提出の趣旨に賛同し、進めてよろしいか。

○**桃原功 委員** 宛先の追加について協議してはどうか。

○**伊波一男 委員長** 前回の委員会での呉屋等委員からの意見のとおり、沖縄及び北方対策担当大臣を追加することとしてよいか。

（「異議なし」という者あり）

○**伊波一男 委員長** 本件について、全国市議会議長会からの意見書提出依頼の趣旨に賛同し、委員会として委員長名で9月定例会最終日本会議冒頭に提案してよいか。

（「異議なし」という者あり）

【協議結果】

本件については、宛先に沖縄及び北方対策担当大臣を追加し、文案のとおり提案することとし、定例会最終日9月29日の本会議冒頭に上程する。

【協議事項】

議会報告及び市民との意見交換会における集約意見の取扱いについて

○伊波一男 委員長 前回の委員会で、本件の内容について持ち帰り検討することとなっていた。修正意見があれば、予め議会事務局へ報告することとなっていたので集約状況について事務局より説明させたい。

○議会事務局 絆輝クラブより、ナンバー46、47 の回答文中、「辺野古新基地建設へ」を「キャンプ・シュワブ辺野古崎埋め立てへ」と修正する案があったことを報告する。

○呉屋等 委員 正確な名称がよいと考え沖縄県の知事公室が発刊する在沖米軍基地の資料に基づき「キャンプ・シュワブ」そして分かりやすいように「辺野古崎」とした。

○桃原功 委員 このナンバー46、47 の市民意見には、「辺野古基地建設」という表現がある。返答としては、同じような表現で返した方がよいのではないか。

もう一点、会派の意見として、回答案のとおりでよいとの確認は取っているが、この意見を下さった方は80代の方で戦争体験者であろうことがうかがえるので、その方に寄り添うような言葉で回答してほしいという要望があったことを申し添えたい。

○伊波一男 委員長 呉屋等委員、桃原功委員からの意見を踏まえ、改めて各委員の意見を確認したい。

○岸本一徳 委員 当初文案のとおり会派では了解をとった。

○知念秀明 委員 どちらでもよい。

○米須清正 委員 当初文案のとおり会派で了解をとった。

○桃原朗 委員 呉屋等委員からの意見のとおりがよいと考える。

○知名康司 委員 呉屋等委員の提案のとおりがよい。

○山城康弘 委員 呉屋等委員の提案に賛成である。

○濱元朝晴 委員 呉屋等委員の意見に賛成である。

○議会事務局 文案を作成するなかで、沖縄県の知事公室に辺野古新基地建設問題対策課という名称が使われておりそこを参照したことをご参考にお伝えしたい。

○呉屋等 委員 賛否分かれる名称を使うのではなく、市議会としては、在沖米軍の海兵隊基地としての正式名称「キャンプ・シュワブ」さらに「辺野古崎」をわかりやすく加えるとする方がよいと考える。

○伊波一男 委員長 正式名称を使い「キャンプ・シュワブ辺野古崎へ」と表現し回答することによろしいか。

（「異議なし」という者あり）

○伊波一男委員長 ほかの意見回答について、案のとおり対応及び回答してよいか。

（「異議なし」という者あり）

○伊波一男 委員長 ほかになければ終わりたいがよろしいか。

（「異議なし」という者あり）

【協議結果】

回答案について、ナンバー46、47 の字句を修正し回答することに決定した。

○伊波一男 委員長 本日の委員会を閉会いたします。 閉会時刻（午後 3 時 45 分）